

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第53号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第4第20号期間の欄を次のように改める。

当該年度の7月から9月まで（公務の運営上の事情がある場合にあつては、市長が必要と認める期間）において5日の範囲内で市長が定める期間
---

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。